

南会津町新型コロナウイルス感染症影響緩和対策給付金 Q & A

《交付対象・要件について》

1-1 「南会津町新型コロナウイルス感染症影響緩和対策給付金」はどのような事業者が対象となりますか。

○南会津町内に事業所を有する個人事業主や中小企業者等のうち、次の対象業種を営む事業者が対象となります。

ただし、町内に本社機能がない大型店、町の指定管理施設（日帰り温泉施設を除く）や運営費補助などの公的支援を受けている団体を除きます。

対 象 業 種

製造業（土産品等の製造に限る。）、道路旅客運送業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業、その他の小売業（燃料小売業に限る。）、宿泊業、飲食店、洗濯業（クリーニング業に限る。）、浴場業（日帰り温泉施設に限る。）、物品賃貸業（レンタカー、レンタルスキーに限る。）など

1-2 業種を限定する理由を教えてください。

○新型コロナウイルスの感染拡大により、町外からの流入人口が減少し、観光関連産業への影響が大きいことから、町独自の対策として観光誘客キャンペーンや特産品の販路拡大に関する事業等を進めてきましたが、緊急事態宣言の再発令やG o T oキャンペーン事業の一時停止、さらには飲食店の時短要請など、流入人口の減少や営業活動の制限による影響がより深刻化していることを踏まえ、町独自の対策で支援が行き届かなかった業種を中心に選定しています。

1-3 給付金の交付要件を教えてください。

○次の給付の要件をすべて満たしている事業者が対象となります。

- ・令和3年1月又は同年2月の売上が前年同月比で30%以上減少していること。
- ・前年同月の売上が20万円以上あり、税の申告を行っていること。

1-4 同一の事業所で複数の業種を営んでいる場合、どのように売上を比較すればいいですか。

○対象業種に係る売上と比較を行い、交付要件を満たしているかを判断します。

1-5 新規創業や業務形態の転換等で前年同月比と単純に比較ができない場合はどうすればいいですか。

○業歴が3か月以上1年未満の事業者、または店舗等の増加、業種の転換等を行った事業者で、前年同月の売上と比較ができない場合は、売上減少月と令和2年中の任意の連続した3か月の平均売上高で比較します。

1-6 時短営業協力金の対象とならない事業者向けに県が給付を予定している一時金と併用はできますか。

○県の時短営業協力金の対象とならない店舗で、町の交付要件を満たしている事業者であれば併用できます。

1-7 中小企業者等とはどのような企業のことをいいますか。

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のことをいいます。

【中小企業者等の定義】

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②~④を除く。)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

1-6 町外に本店(本社)はありますが、南会津町内に住所を有する事業所は給付の対象となりますか。

○企業全体として「問1-7」で示した中小企業者等の定義を満たしている場合は、対象になります。

1-7 町外で事業を行っていますが、給付の対象となりますか。

○南会津町内の事業所を対象としているため、町内で対象業種を営んでいない場合は、対象になりません。

1-8 サラリーマンですが、副業で確定申告を行っています。給付の対象となりますか。

○会社員以外の方で、月20万円以上の事業収入（売上）があり、専らその収入で生計を立てている方が対象となります。

1-9 農家は対象となりますか。

○個人で営む農家の方は対象となりませんが、農業法人など、法人格を有する事業者が対象業種を営んでいる場合で、交付の要件を満たしていれば対象となります。

《給付金の額等について》

2-1 給付金の計算方法を教えてください。

○下表の事業者区分ごとに定める額を上限に、売上減少月と前年同月を比較した売上減少額の1/2（千円未満切り捨て）を給付します。

事業者区分	売上減少要件	給付上限
個人	前年同月比△30%以上減少	20万円
法人	前年同月比△30%以上減少	50万円

◆給付金の計算例

令和2年1月の売上 540,000円

令和3年1月の売上 145,000円

540,000円 - 145,000円 = 395,000円

395,000 × 1/2 = 197,500 ≒ 給付金 197,000円

2-2 給付金を現金でもらうことはできますか。

○現金での給付は行っておりません。指定口座への振込みによる支払いとなります。

2-3 複数の店舗で対象業種を営んでいる場合はどうなりますか。

○事業所ごとに上限額が適用になります。

なお、複数の事業所で対象業種を営んでいる場合は、事業所ごとに申請が必要です。

《申請方法・添付書類について》

3-1 申請期間はいつになりますか。

○令和3年3月15日（月）から令和3年4月30日（金）までとなります。

3-2 申請の方法は。

○南会津町役場商工観光課及び各総合支所振興課で申請書類を配付していますので、必要事項を記入し、お近くの窓口に提出してください。

なお、申請書類は町ホームページからもダウンロードが可能です。

3-3 申請後、どのくらいの期間で給付されますか。

○申請書に不備がなければ、2週間程度での給付を予定しています。

申請書及び添付書類に不備がある場合は、担当者から連絡させていただきます。

3-4 給付が決定した場合、通知はありますか。

○給付決定した場合は、指定口座への振り込み通知をもって給付金の交付決定に代えさせていただきます。

なお、審査の結果、不交付となる場合は書面で通知いたします。

3-5 申請に必要な書類は何ですか。

○申請様式に必要事項を記入し、次の添付書類を添えて提出してください。

① 振込先口座が確認できる書類（通帳の写し）

※通帳の表面と1頁開いた見開きの頁をコピーしたもの

② 売上減少月と前年同月の売上が確認できる書類（売上台帳等の写し）

③ 確定申告書の写し

④ 開業届、営業許可証などの事業所の実態が確認できる資料の写し

※創業後1年未満の事業所及び事業拡大した事業所のみ

《その他》

4-1 この給付金は課税の対象となりますか。

○税務上、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業主の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、課税対象となりません。

不明な点は、お近くの窓口までお問い合わせください。

◇お問い合わせ先◇

南会津町役場	商工観光課	商工振興係	TEL0241-62-6200
舘岩総合支所	振興課	企画観光係	TEL0241-78-3330
伊南総合支所	振興課	企画観光係	TEL0241-76-7715
南郷総合支所	振興課	企画観光係	TEL0241-72-2900